

足場の組立て等の業務に係る特別教育(適用日平成27年7月1日)

| | | 科目 | 範囲 | 時間 | (参考) 既従事者に対する時間※ |
|------|-----|-------------------------|--|--------|---------------------|
| 学科教育 | I | 足場及び作業の方法に関する知識 | 足場の種類、材料、構造及び組立図 足場の組立て、解体及び変更の作業の方法 点検及び補修 登り栈橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法 | 3時間 | 1時間30分 |
| | II | 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 | 工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候時における作業の方法 | 30分 | 15分 |
| | III | 労働災害の防止に関する知識 | 墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 保護具の使用方法及び保守点検の方法 感電防止のための措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法 | 1時間30分 | 45分 |
| | IV | 関係法令 | 法、令及び安衛則中の関係条項 | 1時間 | 30分 |
| | 計 | | | 6時間 | 3時間 |

※ 適用日時点で、現に足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。)に従事している者に対する特別教育の時間